平成２８年（フ）第７６３号
福岡県遠賀郡水巻町吉田団地59番503号
債務者　寺岡多美江
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３４号
福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋1040番地４　サワディ101号
債務者　小野　俊治
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６８号
北九州市小倉北区木町３丁目３番14―301号
債務者　宮本　和佳
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４号
和歌山県田辺市むつみ19番11号　辻本アパート203号
債務者　玉里　秀治
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第５号
和歌山県田辺市むつみ19番11号　辻本アパート203号
債務者　玉里　仁美
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第２０号
愛知県みよし市黒笹１丁目７番地３　エスポワールヒロＢ棟201号
債務者　三浦　一徳
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５０６６号
大阪府枚方市香里ケ丘１丁目22番地（Ｅ６―406）
債務者　中野　　恵
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０８１号
大阪府東大阪市長田西３丁目１番31―902号
債務者　渋谷　正俊
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１３６号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目14番６号
債務者　矢野　夏澄
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２２６号
大阪府吹田市五月が丘南29番19号、前住所大阪府摂津市新在家１丁目29番９号（パルレジデンス201）
債務者　足立　有弥（旧姓米田）
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２５６号
大阪府高槻市郡家本町６番48号
債務者　髙橋　睦美（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２６６号
大阪市住吉区長居西３丁目７番８号メゾン・ド・トレイユ　414号
債務者　伊賀上真一
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２７９号
大阪市西成区北津守４丁目４番12号
債務者　田中　愛花
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３６９号
大阪市西区境川２丁目５番７号、前住所大阪市港区港晴４丁目18番18号　ヴィラナリー港晴　608号
債務者　本田　　修
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４５０号
大阪市平野区加美北７丁目１番30号、前住所大阪市北区中津１丁目18番９号　ドクターラヴィーナ化粧品ビル407号室
債務者　平田ミチ子
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４７８号
大阪市浪速区下寺３丁目３番23号　ハイツタ陽ヶ丘303号
債務者　濵野　敏克
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３号
大阪市西淀川区御幣島３丁目９番１―301号
債務者　内海麻衣子
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部